

# アームス在宅支援センター

## アームス在宅支援センター II

### 放課後等デイサービス

## 重要事項説明書

当事業所はご契約者様に対して放課後等サービスを提供します。  
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

### 1. 事業所の概要

〔法人名〕	株式会社 A R M ' S
〔事業所名〕	アームス在宅支援センター・II
〔事業所番号〕	1453400044
〔所在地〕	横浜市瀬谷区相沢6-25-5 横浜市瀬谷区相沢6-25-8 (アームス在宅支援センターII)
〔連絡先〕	TEL 045-489-3586 Fax 045-489-3587
〔ホームページ〕	<a href="https://arm-s.jp/">https://arm-s.jp/</a>
〔メールアドレス〕	home-support★arm-s.jp
〔管理者・苦情処理責任者〕	(アームス在宅支援センター)
〔児童発達支援管理責任者〕	(アームス在宅支援センターII)
〔サービス提供地域〕	横浜市瀬谷区・旭区・泉区、戸塚区、保土ヶ谷区、緑区、大和市の一部
〔施設設備の概要〕	遊戯室・指導訓練室・相談室・トイレ・洗面所・事務室
〔利用定員〕	10名
〔主たる対象者〕	知的・発達障がい児
〔併設サービス〕	【介護保険サービス】 居宅介護支援・訪問介護 【介護予防・日常生活支援総合事業】 横浜市訪問介護相当サービス 横浜市訪問型生活援助サービス 【障害福祉サービス】 特定相談支援・居宅介護・重度訪問介護 【地域生活支援事業】 移動支援 【児童福祉サービス】 障害児相談支援・放課後等デイサービス 【一般乗用旅客自動車運送事業（福祉限定）】 介護タクシーサービス 【自家用自動車有償運送事業】 福祉有償運送サービス 【自由契約サービス】 生活サポートサービス

## 2. 事業所職員体制等

(平成 30年 4月現在) \* ()内は、アームス在宅支援センターⅡ

管 理 者	1 (1)名
児童発達支援管理責任者	1 (1)名
理 学 療 法 士 等	0 (1)名
児 童 指 導 員 等	6 (4)名
他 従 業 者	1 2 (1 0)名
常 勤 職 員	2 (3)名
非 常 勤 職 員	1 7 (1 4)名

計 1 9 名 ( 1 7 名 )

## 3. 営業日および営業時間

\* ()内は、アームス在宅支援センターⅡ

営業日 : 月曜日から土曜日(月曜日から金曜日)

休業日 : 日曜日・年末年始(土日祝日・年末年始) \*年末年始は 1 2 / 2 9 ~ 1 / 3

営業時間 : 授業終了後(放課後) 1 4 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

学業休業日(学校休校日) 1 0 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

療育時間 : 授業終了後(放課後) 1 4 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

学業休業日(学校休校日) 1 0 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0

## 4. 放課後等デイサービス計画・受給者証の確認

1. 事業者は、利用児の受給者証に記載された支給量を踏まえ、利用児の課題と意向を把握し、当該サービスの放課後等デイサービス計画を作成します。
2. サービスは、前項の計画に同意を得た上で提供し、いつでも計画について見直すことができます。
3. 受給者証の更新、記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容をお知らせ下さい。

## 5. サービス提供の記録等

1. 事業者は、「放課後等デイサービス提供実績記録票」に内容等を記入し、確認の印を受ける事とします。
2. 事業者は、記録を作成した後5年間、適正に保存します。
3. 事業者は、請求書と同時にその写しを交付します。

## 6. サービス内容と利用料金

### 1. サービス内容

学校通学中の利用児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力等の訓練を継続的に提供する事により、学校教育と相まって利用児の自立を促進し、放課後等の居場所を提供する。  
事業所は、放課後等デイサービス計画に基づき、利用児の心身状況に応じて適切に支援します。

- ・必要な介護
- ・日常生活における基本動作やその他必要な訓練
- ・集団生活適応訓練
- ・創作的活動や作業活動の指導
- ・地域交流の機会の提供
- ・余暇の提供
- ・健康状態の確認
- ・必要に応じて送迎サービス
- ・相談、助言

### 2. 利用料金

児童福祉法に基づく給付費の1割が利用料金となります。尚、利用料金は関係法令に基づいて定められている為、改定された場合には改定後の金額を適用するものとします。

障害児通所給付費 = 利用総単位数 × 10.96 (横浜市の級地単価 2級地)

\* 1回あたりのご利用料金 \* 加算(1)・(2)②・(4)・(5)を算定した場合

放課後利用の場合 = 約 1285 円

学校休校日の場合 = 約 1440 円

#### ① 基本サービス料金 \* ( ) は、1割負担額

(1) 授業終了後(放課後)利用の場合 656 単位 (719円)

指標該当児童が50%未満の場合 609 単位 (668円)

(2) 学業休業日(学校休校日)利用の場合 787 単位 (863円)

指標該当児童が50%未満の場合 725 単位 (795円)

#### ② 加算料金

##### (1) 児童指導員等配置加算

必要となる従業者の員数のうち、支援の時間帯を通じて、障害福祉サービス経験者に代えて1人以上児童指導員、保育士等の有資格者を配置している事業所に1日につき加算します。

- ・ 児童指導員等配置加算 9 単位 (10円) (放課後)  
12 単位 (14円) (学校休校日)

## (2) 児童指導員等加配加算

放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、指導員又は保育士を1以上配置している事業所に1日につき加算します。(指標該当児童が50%以上の場合は常勤換算2名分まで)

① 専門職員(理学療法士等)の場合	209	単位(229円)
② 児童指導員等の場合	155	単位(170円)
③ その他の従業者の場合	91	単位(100円)

## (3) 福祉専門職員配置等加算

常勤で配置されている直接処遇職員のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の35以上である事業所において、1日につき加算します。

・福祉専門職員配置等加算(I) 15 単位(17円)

## (4) 送迎加算

利用児に対して、その居宅又は学校と事業所等との送迎を行った場合に、片道につき加算します。

・送迎加算 54 単位(60円)

## (5) 福祉・介護職員処遇改善加算

介護の人材確保及び処遇改善の取組を進めていく為に、基本報酬に次の割合を加算します。

・福祉・介護処遇改善加算(I) 8.1%

## ③ 加算料金(対象となった場合に加算)

(1) 欠席時対応加算 例) 月曜日にお休みする場合=金土が営業日ですので、木曜日に連絡が必要利用を予定した日に急病等により2営業日以内に、その利用を中止した場合において、当該利用児の状況が連絡等により確認された場合に、1月につき4回を限度として加算します。

・欠席時対応加算 94 単位(103円)

## (2) 利用者負担上限額管理加算

保護者から依頼を受け、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき加算します。

・利用者負担上限額管理加算 150 単位

## (3) 家庭連携加算

放課後等デイサービス計画に基づき、サービス利用日等に居宅を訪問して利用児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として加算します。

・所要時間1時間未満の場合 187 単位(205円)  
・所要時間1時間以上の場合 280 単位(307円)

(4) 事業所内相談支援加算

事業所等において、利用児又はその家族等に相談援助を行なった場合に月1回を限度として加算します。

- ・事業所内相談支援加算(30分以上) 35 単位(39円)

(5) 訪問支援特別加算

連続した5日間、利用がない場合、放課後等デイサービス計画に基づき、予め保護者の同意を得て居宅を訪問して相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として加算します。

- ・所要時間1時間未満の場合 187 単位(205円)
- ・所要時間1時間以上の場合 280 単位(307円)

(6) 関係機関連携加算 (I)

利用児が通う保育所や学校等と連携して放課後等デイサービス計画の作成等を行った場合に、1月につき1回を限度として算定します。

- ・関係機関連携加算 (I) 200 単位/回(220円)

(7) 関係機関連携加算 (II)

就学前又は就職前の利用児の就学又は就職に関し、就学先の学校又は就職先の企業等と連絡調整等を行った場合に、各1回を限度として算定します。

- ・関係機関連携加算 (II) 200 単位/回(220円)

(8) 特別支援加算

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、真理指導担当職員、看護職員又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置して機能訓練又は心理指導を行った場合において、1日につき加算します。

- ・特別支援加算 54 単位(60円)

(9) 強度行動障害児支援加算

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児に対して支援を行った場合において、1日につき加算します。

- ・強度行動障害児支援加算 155 単位(170円)

(10) 保育・教等移行支援加算

障害児が小学校、放課後児童クラブ等の一般施策への移行を支援することにより、1回を限度として加算します。

- ・保育・教育等移行支援加算 500 単位(548円)

④ その他の加算（延長支援加算・看護職員加配加算・医療連携体制加算）

延長支援加算・看護職員加配加算・医療連携体制加算については、非該当事業所の為、説明を省略させていただきます。

⑤ その他の料金

サービスの提供上、必要な費用については下表の通り徴収します。

運営費負担金	費用	
	・ 学業休業日に利用時	1日
・ 時間外利用料金	30分あたり	150円
(授業終了後の利用)		
17時30分より後に保護者指定の時間に児童を送り届けた場合		
17時30分より後に児童が事業所で過ごした場合		
(学業休業日の利用)		
9時30分より前に、保護者様指定の時間に児童を迎えに行った場合		
9時30分より前に、保護者様の送りで児童が来所された場合		
16時00分より後に、保護者様指定の時間に児童を送り届けた場合		
16時00分より後に、児童が事業所で過ごされた場合		

⑥ 料金のお支払い

〔請求書〕 事業者は、障害児通所給付費が支給決定された翌月の15日までに請求書を送付します。

〔お支払い〕 ・口座自動引き落とし＝請求書送付月の27日に引き落とし（土日祝日の場合は、翌営業日）  
・クレジットカード払い＝カード会社の支払日となります。（支払回数は、1回払い）

〔領収証〕 利用料を徴収した翌月の15日頃に送付します。

〔合算請求〕 決済不能又は、月遅れ請求の場合は、翌月分と合わせて合算し請求致します。

〔利用者負担額の月額上限〕

世帯所得に応じた負担上限額が設定されております。

区分	世帯の所得などの状況		負担上限月額
生活保護	生活保護 (または中国残留邦人等支援法による支援給付) 受給世帯		0円
低所得1	市民税 非課税世帯	サービスを利用する本人の年収が80万円以下	0円
低所得2		その他	0円
一般	市民税 課税世帯	市民税所得割額が16万円未満 (18歳未満は28万円)	9,300円 (18歳未満 4,600円)
		その他	37,200円

## 7. 緊急時の対応

事業者は、利用児の病状に急変が生じた場合は、速やかに救命措置等の必要な措置を講じます。  
当事業所は、下記の医療機関を協力医療機関としています。

協力医療機関	医療法人弘和会 江原医院
住所	横浜市瀬谷区相沢7-59-1
電話	045-301-1218

## 8. 損害賠償

事業者は、サービスの提供にあたり指導員等の過失により利用児の身体・財物に損害を与えた場合は、事業者の契約する賠償責任保険の規定によりその損害を賠償いたします。  
ただし、指導員等の過失によらない場合は、この限りではありません。

加入保険会社 あいおいニッセイ同和損保 種類 「介護保険・社会福祉事業者総合保険」

## 9. 苦情対応、相談窓口

- 1、事業者は、苦情の申し立てがあった場合は迅速かつ誠実に対応します。  
又、それを理由として不利益な取扱いをする事はありません。
- 2、サービスに関する相談や苦情については当事業所以外でも、次の窓口で対応しております。
  - ・横浜市こども青少年局障害児福祉保健課 045-671-4276
  - ・障害児相談支援事業所 相談支援専門員
  - ・お住まいのこども家庭支援課担当

## 10. 悪天候時（台風、大雪等）のご利用について

悪天候時は、安全確保の観点から保護者様の就労等のやむを得ない事由を除いて、ご利用をお控え下さい。

以上

\* 重要事項の説明の証として本書2通を作成し、各署名捺印の上、各1通を保持する \*

平成 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、重要事項の説明を行い本書1通の交付をしました。

説明者 印

サービス契約の締結に当たり、重要事項の説明を受け、本書1通の交付を受けました。

保護者 又は 代理人 氏 名： 印